

介護保険法に基づく行政処分（指定の一部の効力の停止）について

札幌市では、介護保険法の規定により下記の指定居宅サービス事業所の指定の一部の効力を停止しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者等

(1) 運営法人

法人名：社会福祉法人札幌恵友会

代表者名：理事長 木本 由孝

所在地：札幌市北区新川 715 番地 2

(2) 事業所

事業所名：札幌市屯田西老人デイサービスセンター

事業所所在地：札幌市北区屯田 6 条 11 丁目 1 番 11 号

サービスの種類：通所介護

指定年月日：平成 6 年 1 月 10 日

2 行政処分の内容及び期間

(1) 行政処分の内容

指定居宅サービス（通所介護）の新規利用者への提供に対する指定の効力の 1 か月間の停止

(2) 行政処分の期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで

3 行政処分の理由

平成 21 年 4 月から平成 24 年 4 月までの間に、事業者側の送迎の都合により利用者（要介護者）に対する実際のサービス提供時間が 6 時間未満（平成 24 年度については 7 時間未満）となったにもかかわらず、「6 時間以上 8 時間未満」（平成 24 年度については「7 時間以上 9 時間未満」）の時間区分の通所介護費を請求した日が 414 日あり、居宅介護サービス費の請求に関し不正があったと認められるため。

※根拠規定：介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号